

特定株主グループによる株式買増しの中止等要請に関する株主意思確認の件

1. 本議案の要領

本議案は、当社が2021年5月20日付けで、特定株主グループ(以下に定義します。)によるこれ以上の株式買増し(以下に定義します。)に反対し、特定株主グループに対して、(a)以下の(i)から(iii)に定める当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除きます。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを要請(以下「本要請」といいます。)したことにつき、株主の皆様のご承認及びご賛同をお願いするものです。本議案については、特定株主グループ及び当社の取締役等(以下に定義します。)を除く出席株主の議決権の過半数の賛同によりご承認をいただきたく存じます。本議案は、本要請を行ったことについて株主の皆様のご意思を確認するものであって、いわゆる買収防衛策に当たるものではございません。当社としては、本議案について上記の出席株主の過半数の賛同によるご承認を得られた場合は、特定株主グループにおいて本要請を遵守していただけるものと確信しております。

なお、仮に上記の過半数の賛同によるご承認を得られなかった場合には、当社は、その時点をもって本要請を撤回いたします。

2. 本議案の詳細

本議案は、株式会社シティインデックスイレブンス(以下「シティ」といいます。)、株式会社エスグラントコーポレーション(以下「エスグラント」といいます。)、株式会社南青山不動産(以下「南青山不動産」といいます。)その他の村上世彰氏若しくは野村絢氏又はそれらの配偶者若しくは親族が直接又は間接に実質的に支配する会社又は団体、村上世彰氏及び野村絢氏並びにそれらの配偶者及び親族等(以下「特定株主グループ」と総称します。)が、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為等を行うこと(以下、そのような行為等を行うことを「株式買増し」といいます。)に反対し、(a)以下の(i)から(iii)までに定める当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除きます。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、2021年5月20日付けで特定株主グループに対して要請したことにつき、株主の皆様のご承認及びご賛同をお願いするものです。

- (i) 当社株券等¹について、特定株主グループの株券等保有割合²が25%超となる(仮に既に当該割合が25%を超えている場合には、当該割合を2021年5月21日午前0時時点における割合から増加させることになる)買付けその他の取得³
- (ii) 当社株券等⁴について、特定株主グループの株券等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株券等所有割合の合計が25%超となる(仮に既に当該割合が25%を超えている場合には、当該割合を2021年5月21日午前0時時点における割合から増加させることになる)買付けその他の取得⁷
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じ)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は、特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹(ただし、当社株式等につき特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が25%超となる(仮に既に当該割合が25%を超えている場合には、当該割合を2021年5月21日午前0時時点における割合から増加させることになる)ような場合)に限ります。)

3. 提案の理由

(1) 本議案を提案するまでの経緯

村上世彰氏が直接又は間接に実質的に支配するシティ及び(村上世彰氏の長女である)野村絢氏が、2020年4月24日付けで当社株式等に係る株券等保有割合が5%超となったことにつき大量保有報告書を提出して以降、特定株主グループは市場における大規模な当社株式等の買増しを続け、2021年5月10日に提出された大量保有報告書の変更報告書によれば、共同保有関係にあるシティ、エスグラント、南青山不動産及び野村絢氏の当社株式等に係る株券等保有割合は、合計で22.84%に達しています。そして、当社と村上世彰氏らとの対話の中で、村上世彰氏らから当社株式等の買増しについて上限は決めていない、3分の1は超えたい等といった発言がなされていることに鑑みると、今後も特定株主グループが市場での買増し等を継続する等、当社株式等の追加の買増し等を行う可能性は極めて高く、これにより、特に特定株主グループによる当社株式等に係る株券等保有割合が25%を超えた場合には、当社の従前の株主総会における議決権の行使状況に鑑みると、特定株主グループが当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有することになるなど、特定株主グループの当社の経営に対する影響力が一段と強くなる高度の蓋然性があると考えざるを得ません。

現に、当社は、2021年5月11日に公表した「中期経営計画2023」(以下「中期経営計画2023」といいます。)において、連結配当性向を継続的に70%以上とすることに加え、3年間で200億円以上の自社株買いを実施する、骨太な株主還元を打ち出すに至ったところ、特定株主グループは、それでは不足であるとして、当社に対して、当社の所有する不動産の売却等を原資として、最大で2000億円規模もの大規模な自社株買いを実施することを提案しております。しかしながら、当社の保有不

動産を一括売却した上で、最大2000億円の自社株買いを行った場合、財務状況が悪化し、当社は事業継続不可能な状態に陥ると考えられるなど、2000億円もの大規模な自社株買いは、当社の企業価値を大きく毀損するものと考えられます。

加えて、特定株主グループは、当該大規模な自社株買いの提案をするに際して、当社に対する持株割合を、当社が自社株TOBによる自社株買いを行った場合に一段と有利な税効果を楽しむことが可能となる(注:みなし配当益金不算入の割合が50%から100%になる)点を理由として、当社の発行済株式等の3分の1超(法人税法23条6項、法人税法22条の3参照)にまで高めたいと明言しており、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上及び一般株主の皆様の利益よりも、特定株主グループが享受できる税務メリットを含めた短期的な利益(投資回収)に主眼を置いていることは明らかです。

また、特定株主グループは、当社の他、同様に建設業を営む大豊建設株式会社(以下「大豊建設」といいます。)の株式等を2021年4月15日時点において株券等保有割合で30.08%(議決権保有割合で約33.08%)、東亜建設工業株式会社の株式等を2020年10月9日時点において株券等保有割合で7.63%(議決権保有割合で約6.35%)、東洋建設株式会社の株式等を2021年1月6日時点において株券等保有割合で5.04%(議決権保有割合で約5.05%)、東急建設株式会社の株式等を2020年9月30日時点において議決権保有割合で2.90%保有する等、上場建設会社の株式の大量買集めを並行して行っており、建設業界における業界再編を企図しているとの報道等もなされています。実際に、特定株主グループは、当社に対して、上記のとおり、同グループが2021年4月15日時点で約33.08%の議決権を有し、その経営への影響力を高めている大豊建設(なお、2021年5月13日付けで公表された同社の取締役選任議案には、特定株主グループの訴訟代理人等を務めた弁護士が候補者として含まれています。)との間で、経営統合を含むM&Aを行うよう、繰り返し提案していたところです。

しかし、仮に当社と大豊建設が経営統合したとしても、当社にとって当該統合によるシナジーは見込みにくいものと解され、当社の企業価値向上に資するものではないと考えられますし、同様の評価は、特定株主グループが株式を保有する他の上場建設会社との統合等にも該当します。

従って、当社としては、中期経営計画2023に定めるとおり、異業種のパートナー企業との協業により、持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目指していくべきであると考えておりますが、上記の特定株主グループの当社に対する言動や現在の株式保有状況等を前提とすると、特定株主グループは、自らが株式を大量に保有する大豊建設と当社との統合を含むM&A取引を当社が行うことについて独自の強い利害を有しているため、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とした施策の実行に際して、当社の一般株主の皆様との間で、重大な利益相反関係を有しているものと考えられます。

加えて、特定株主グループは、当社の主力事業である建設事業について十分な知見を有する人材を擁していないだけでなく、現時点において、当社の経営への具体的な関与方針について何ら公表しないし説明しておらず、上記の自らのエグジットに直結する施策(自社株TOB及び大豊建設との経

営統合)を除き、当社の現経営陣との協議においても何ら十分な説明を全く行っていないことにも鑑みると、特定株主グループが株式買増しを続行し、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するに至るような状況は、当社の一般株主の皆様にとって強い強圧性を有するものと考えられます。また、上記のとおり、建設事業につき十分な知見を有する人材を擁していない特定株主グループが株式買増しを続行し、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するに至った場合には、自らの利益を優先し、当社の中長期的な企業価値や一般株主の皆様の利益を蔑ろにするような要求等がなされることにより、建設事業を主力事業とする当社の経営方針や事業運営に重大な悪影響が及び、当社の持続的な成長又はその中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を阻害する可能性が生じかねないと考えられます。

以上のとおり、当社としては、このまま特定株主グループが当社株式等の大量買増しを続け、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するなど、当社の経営に対する影響力が一段と強まった場合には、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とした施策については、それがたとえ当社の中長期的な企業価値を向上させ、一般株主の皆様の利益に資するものであったとしても、一般株主の皆様とは大きく異なる利害(ひいては自らの利益を極大化するための独自の要求施策)を有する特定株主グループの反対等により、実現が妨げられる懸念が現実存在するものと考えられます。

当社は、2021年3月30日に、当社の企業価値の向上を目的として、取締役会の諮問機関として、全員が当社の独立社外取締役によって構成されている企業価値向上委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置しておりますが、当社取締役会は、以上の事情を踏まえ、同年5月14日に、特別委員会に対して、下記(2)のとおり諮問を行っております。その結果、同月12日(正式諮問前の準備会合)、14日、17日、18日、19日及び20日に開催された特別委員会で審議がなされ、同月20日付けで特別委員会から下記(2)記載の勧告がなされましたので、それを尊重して、同月20日付けで本要請を行った上、本株主総会において、本要請につき、当社の株主の皆様のご意思を確認することといたしました。

つきましては、今般、当社が、2021年5月20日付けで特定株主グループに対して本要請を行ったこと、即ち、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、(a)上記(i)から(iii)までに定める当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除きます。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、2021年5月20日付けで特定株主グループに対して要請したことについて、株主の皆様のご承認及びご賛同をいただきたく存じます。

また、本議案については、上述いたしました、特定株主グループと一般株主の皆様との重大かつ構造的な利益相反の状況及び会社法831条1項3号の趣旨を勘案して、本議案との関係で特別の利害



関係を有する特定株主グループを、その承認可決要件の計算から除外して取り扱わせていただきます。また、当社取締役会は本要請を行った主体であって、本要請を承認すべきか否かの判断に関しては利害関係を有すること及び特定株主グループを承認可決要件の計算から除外することの公平性を確保すべきことに鑑み、当社の取締役、当社の取締役又はその配偶者若しくは親族が直接又は間接に実質的に支配する会社又は団体及び役員持株会、並びに当社の取締役の配偶者及び親族(以下「当社の取締役等」と総称します。)についても、承認可決要件の計算から除外して取り扱うこととします。以上より、本議案は、特定株主グループ及び当社の取締役等を除く、出席株主の議決権の過半数の賛同を以て承認可決されたものと取り扱わせていただきます。

なお、仮に上記の過半数の賛同によるご承認を得られなかった場合には、当社は、その時点をもって本要請を撤回いたします。

(2)特別委員会に対する諮問及びその結果

当社は、2021年3月30日に、取締役会決議により、当社の業務執行を行う経営陣から独立している三野耕司氏(監査等委員である独立社外取締役)、菊池きよみ氏(監査等委員である独立社外取締役)及び池田純氏(監査等委員である独立社外取締役)を委員とする特別委員会を設置し、同年5月14日に下記の事項を諮問することを決定いたしました。

記

- ① 当社が、(I)当社の2021年6月開催予定の定時株主総会において、本要請を行うこと、即ち、当社取締役会において、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、(a)当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除く。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、特定株主グループに対して要請することについて、株主の意思を確認すること、並びに、(II)株主の承認が得られなかった場合には本要請を撤回することを条件として、上記定時株主総会に先立つ2021年5月20日付けで本要請を行うことの是非
- ② 上記①に係る議案を当社の2021年6月開催予定の定時株主総会に上程する場合、その議案が承認可決されたものと取り扱うための要件を特定株主グループ及び当社の取締役等を除く出席株主の議決権の過半数の賛同が得られたこととするものの是非

特別委員会は、2021年5月12日(正式諮問前の準備会合)、14日、17日、18日、19日及び20日に合計6回開催され、当社取締役ないし取締役会との面談を実施するとともに、当社及び特定株主グループから独立したリーガル・アドバイザーとして特別委員会が独自に選任した北村康央弁護士

(北村・平賀法律事務所)の助言を受けながら、特定株主グループから受領した書簡、特定株主グループと当社との対話内容その他の情報、特別委員会や外部専門家において独自に収集した情報及び上記各面談結果等の分析・検討を行いました。

その結果、当社は、2021年5月20日、特別委員会より、下記のとおり勧告を受けております。なお、特別委員会の勧告の理由の概要につきましては、別紙(26頁以下)をご参照下さい。

記

- ① 当社が、(I)当社の2021年6月開催予定の定時株主総会において、本要請を行うこと、即ち、当社取締役会において、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、(a)当社に対する株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が25%を超える株式買増しを行わないこと(仮に既に当該合計が25%を超えている場合には、2021年5月21日以降株式買増しを行わないこと)、及び、(b)仮にこれに反して株式買増しを行った場合には、当該株式買増しに係る当社株式等について、市場における売却(ToSTNeT-1の方法によるものを除く。)又は当社が別途合理的に指定する方法により速やかに処分することを、特定株主グループに対して要請することについて、株主の意思を確認すること、並びに、(II)株主の承認が得られなかった場合には本要請を撤回することを条件として、上記定時株主総会に先立つ2021年5月20日付けで本要請を行うことは必要かつ合理的である。
- ② 上記①に係る議案を当社の2021年6月開催予定の定時株主総会に上程する場合、その議案が承認可決されたものと取り扱うための要件を、特定株主グループ及び当社の取締役等を除く出席株主の議決権の過半数の賛同が得られたこととすることは適切である。

当社は、上記の勧告を受け、本議案を本株主総会に上程し、株主の皆様のご意思を確認することといたしました。

特別委員会の勧告の理由の概要

1. 特定株主グループは、市場における買増しを続け、2021年5月10日に提出された大量保有報告書の変更報告書によれば、共同保有関係にあるシティ、エスグラント、南青山不動産及び野村絢氏の当社株式等に係る株券等保有割合は、合計で22.84%に達している。かかる特定株主グループによる当社株式等の買増しの過程で、特定株主グループは、当社に対して、①同グループの株券等保有割合が2021年4月15日時点で30.08%（議決権保有割合で約33.08%）に達している大豊建設との間の経営統合等を含むM&A、及び②当社の所有する不動産の売却等を原資とする、最大で2000億円規模もの大規模な自社株買いを実施することを提案している。
2. 特定株主グループの提案に対する当社経営陣の評価の概要は以下のとおりであるが、本日時点で、当社から委員会に提供された情報・資料を前提にすれば、かかる当社経営陣の評価には合理性があると認められる。
 - ① 大豊建設とのM&Aに対する当社経営陣の評価
当社と大豊建設が仮に統合したとしても、コスト競争力の向上や新規の顧客獲得は見込めず、新しいサービスの提供にも繋げにくい上、入札機会が増加することにも繋がらないことから、当社と大豊建設との統合によるシナジーは見込みにくいと考えられ、当社の企業価値向上に資するものではないと考えられる。
 - ② 大規模な自社株買いに対する当社経営陣の評価
当社の保有不動産を一括売却することについては、そもそも売却に制約がある物件も多く含まれ、実現性に疑問がある上、当社の「循環型再投資モデル」と相容れない。また、2000億円の自社株買いを行うことは、当社の財務状況を著しく悪化させることとなり、事業継続不可能な状態に陥る等、当社の企業価値を大きく毀損するものと考えられる。
3. 当社と村上世彰氏らとの対話の中での発言内容に鑑みると、今後も特定株主グループが市場での買増し等を継続する等、当社株式等の追加の買増し等を行う可能性は極めて高く、これにより、特に特定株主グループによる当社株式等に係る株券等保有割合が25%を超えた場合には、特定株主グループが当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有することになるなど、特定株主グループの当社の経営に対する影響力が一段と強くなる高度の蓋然性がある。
4. 上記1.の提案内容から、特定株主グループは、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上及び一般株主の利益よりも、短期的な利益(投資回収)に主眼を置いているものと認められる。また、特定株主グループは、上記1.の提案に関し、自社株買いにつき特定株主グループのみが享受できる税務メリットを想定していること、また、大豊建設の株式を大量に保有していることから、特定株主グループと一般株主との間には重大な利益相反関係が存在している。今後、特定株主グループが当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有することとなる場合には、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上を目的とした施策(他社とのM&Aや資本業務提携等)について、

一般株主とは大きく異なる利害(ひいては自らの利益を極大化するための独自の要求施策)を有する特定株主グループの反対等により、実現が妨げられる懸念が現実存在するものと考えられる。

5. 上記に加え、特定株主グループの株式買増しは、建設事業を主力事業とする当社の経営方針や事業運営への悪影響を及ぼすこと、当社の主要な取引先若しくは潜在的取引先又は従業員等との関係においても悪影響が生ずるおそれもあることに加え、特定株主グループによる株式買増し後の投資回収が当社に与える悪影響等を総合的に考慮すれば、当該株式買増しは、当社の持続的な成長並びにその中長期的な企業価値の向上を妨げ、当社の株主共同の利益に重大な悪影響を与えるおそれがあると評価すべきである。
6. 以上の前提の下、**諮問事項1**については、特定株主グループによるこれ以上の株式買増しに反対し、特定株主グループの当社株式の保有割合を25%に制限する趣旨の本要請は、特定株主グループによる株式買増しによる上記悪影響をできるだけ回避・軽減するものとして合理性があると考えられるところ、特定株主グループ及び当社経営陣の意見が真っ向から対立している中、特定の株主による株式買集めにより、当社の持続的な成長及びその中長期的な企業価値又は株主共同の利益に悪影響が生じるか否かについては、最終的には、当社の利益の帰属主体であるその株主自身による判断を仰ぐことが必要と考えられる。そして、当社の株主総会における特別決議事項につき実質的な拒否権を有するに至った後における当社の経営への関与方針を明らかにしない特定株主グループが株式買増しを続行することは、当社株主にとって強い強圧性を有するものであるから、本要請の是非につき、定時株主総会における議案として、当社株主に対して十分な情報に基づいて熟慮の上で判断する機会を付与すべきものといえる。また、特定株主グループによる株式買増しが極めて急速であることから、可及的速やかに本要請を行わないと上記株式買増しの悪影響が株主意思確認前に現実化してしまう可能性があること、2021年5月20日付けで本要請を行ったとしても、本要請から株主意思確認のための当社定時総会までの期間が1ヶ月強という短期間にとどまること等から、株主の承認が得られなかった場合には本要請を撤回することを条件に、本日付けで本要請を行うことは合理的と考えられる。
7. また、**諮問事項2**の承認可決要件については、株主の判断により株式買集めに反対されることとなる当該株式買集めの主体は、当該判断について株主一般の資格で影響を受けるのではなく、固有の利害関係の下で影響を受ける立場にあるため、一般論としても、上記判断主体には含めないことに合理性があることに加えて、本件では、特定株主グループと一般株主との間に重大な利益相反関係が存することにより、株式買増しにより当社の企業価値又は株主共同の利益に悪影響が生じるか否かの判断に際して、仮に特定株主グループを含めて承認可決要件を設定した場合には、特定株主グループは、自らにとっての固有の利益を優先して反対票を投じるものと解される結果、実質的には、(特定株主グループを除く)一般株主のうち反対票を投じる少数の者のみの意見によって当該判断が左右されることとなりかねず、当社の持続的な成長及びその中長期的な企業価値ないし株主共同の利益に悪影響が生じるか否かについての判断が適切になされることにはならないため、かかる重大な利益相反関係を有する特定株主グループを、当該議案の承認可決要件の計算から除外することが適切と考

える。他方で、当社取締役会は本要請を行った主体であることから、当社の取締役等全体についても、同様に、本議案の承認可決要件の計算から除外するのが衡平に適う。

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者並びに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)及び当該特定の株主の弁護士、会計士その他のアドバイザーは、本議案においては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
3. 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」を意味するものとします。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第2条第2項で定める者を除きます。なお、共同保有者及び契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
7. 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
8. 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社の株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
9. 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めています。

以上